

里海づくりの推進に関する協定書

公益財団法人国際エメックスセンター
環境省水・大気環境局

公益財団法人国際エメックスセンターと環境省水・大気環境局とは、我が国の里海づくりを一層推進するため、里海づくりの推進に関する協定書を締結し、本日から発効することを確認した。

本協定は、我が国の里海づくりの推進にあたり、連携及び協力に関する事項について明記し、これらについて今後一層の連携が求められている公益財団法人国際エメックスセンターと環境省水・大気環境局との協力体制を形作るものとして、時宜を得たものであり、今後、両者は、持てる相互の専門的知見、経験等を最大限活用し、連携して里海づくりの推進の実現に向け一層まい進していくことを、ここに宣言する。

令和6年5月27日

公益財団法人国際エメックスセンター

環境省

兵庫県副知事

署名 服部 洋平

環境副大臣

署名 滝沢 求

里海づくりの推進に関する協定書

公益財団法人国際エメックスセンター（以下「甲」という。）と環境省水・大気環境局（以下「乙」という。）は、里海づくりの推進に向けた連携及び協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携し、お互いが有する知見や活動を補完し、融合させることで、沿岸域の生物多様性及び生物生産性の向上を図り、保全と利活用の好循環を目指した里海づくりを推進し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携及び協力に関する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次のとおり相互に連携して協力する。

- 一 乙が実施する里海づくり施策の推進に資する調査、技術的助言、催事の開催、情報発信、関係団体とのネットワークの構築
- 二 甲の調査研究、研修の実施及び活動に関する支援並びに関係団体とのネットワークにおける国際的かつ学際的な交流の推進
- 三 その他甲と乙の協議により取り組むと合意した事項

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携の円滑な推進と一層の発展のため、定期的に協議を行うとともに、具体的な連携の内容及び実施方法、連携の成果に係る知的財産権の取り扱い及び利活用の方法等については、書面による合意のうえ、別途定めることとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密を本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の変更）

第5条 本協定に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれから当該変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該期間の満了の日の30日前までに、甲又は乙から解除の申し入れがないときは、本協定の期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の処理)

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

上記の協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名して、各1通を保有するものとする。

令和6年5月27日

甲 公益財団法人国際エメックスセンター

会長 齋藤元彦



乙 環境省水・大気環境局

局長 土居健太郎

